

## 21 国 際 第 3 4 6 号

### 関税割当公表第33号の3

平成21年度上期のとうもろこし（単体飼料用（丸粒）以外）の  
関税割当て（第2次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）  
第6条の規定に基づき、とうもろこし（関税定率法（明治43年法律第54号）  
第13条第1項の規定の適用を受けるもの及び関税暫定措置法施行令（昭和35  
年政令第69号）第3条に規定するところにより飼料用に供するものを除く。  
以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成21年7月8日

農 林 水 産 省

#### 記

#### 第1 用途別の割当数量及び通関期限

##### 1 用途別の割当数量

(1) コーンフレーク用	4, 000トン
(2) コーングリッツ、コーンミール 及びコーンフラワー用	6, 000トン
(3) その他用	1, 074トン
合 計	11, 074トン

##### 2 通関期限 平成21年9月30日

#### 第2 関税割当申請者受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

#### 第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

##### 1 提出期間 平成21年7月15日（水）から同年7月17日（金）まで

ただし、コーングリッツ、コーンミール及びコーンフラワー用については、平成21年度上期のとうもろこし（単体飼料用（丸粒）以外）の関税割当てについて（平成21年3月11日付け20国際第1241号関税割当公表第33号）第3の本文の期間において関税割当申請書を提出した者であって、当該申請書に記載した申請数量、使用計画等に変更のないものは、今回は申請書の提出を必要としない。

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

#### 第4 関税割当申請者の資格、提出書類、割当基準等

関税割当申請者の資格、関税割当申請書に添付すべき書類、割当基準、関税割当証明書の発給、その他関連事項に関しては、平成21年度上期のとうもろこし（単体飼料用（丸粒）以外）の関税割当てについて（平成21年3月11日付け20国際第1241号関税割当公表第33号）による。